

## 厚生労働省が実施した政策評価についての審査結果

### 1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

厚生労働省「事業評価書(事前)」における計30件の政策評価のうち、研究開発を対象とした評価(1件)を除いた計29件の政策評価(注)

(注)研究開発を対象とした評価については、別途整理する予定である。

### 2 審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている(基本方針 - 4 - ア)。事前評価においては、一定規模以上の事業費を要する個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策について、その実施が義務付けられている(行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「評価法」という。)第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)第3条)。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業や規制等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、政策評価の質の向上に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

(政策効果の把握及び得ようとする効果の達成見込みについて)

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている(評価法第3条)。事前評価を行う場合には、政策を決定する前の時点において、当該政策の実施により得られると見込まれる政策効果を把握した上で、「得ようとする効果」と「実際に見込まれる効果」との関係性を明らかにし、当該政策の有効性を検証することが必要である。すなわち、事前評価においては、当該政策を実施することにより得ようとする

る政策効果は本当に得られるのか、その確実性（安定性）はどの程度のものなのかについて明らかにしていくことが求められる。

また、得ようとする政策効果が費用に見合ったものとなっているかどうか等の効率性に関する予測は、評価の対象とされる政策に適合した測定手法が開発されない状況において定量的に行うことは必ずしも容易なことではない。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

政策の実施により得ようとする効果について、実際にどの程度得られると見込まれるかなど、得ようとする効果の達成見込みの確からしさがどのように検証されているか。

費用に見合った政策効果が得られるかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

（事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針 - 4 - ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

事後的な検証を行うなど、事前評価の結果の妥当性をどのように検証しようとしているのか。

また、事後的な検証を予定している場合には、政策効果の把握の方法が、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

### 3 審査の結果

厚生労働省では、評価法上事前評価の実施が義務付けられている政策以外に、基本計画において、予算要求等を伴う新たな政策であって重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの、規制の新設を目的とする政策等について、事業評価方式を基本とした事前評価を行うこととしている。

これらの評価における評価の観点（必要性（官民の役割分担、国と地方の役割分担、民営化・外部委託の可否、緊要性）、有効性（政策効果が発現する経路、これまで

達成された効果・今後見込まれる効果、政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項）、効率性（手段の適正性、費用と効果の関係に関する評価、他の類似事業がある場合の重複の有無）の三点である。そして、事前評価の対象とした政策については、政策効果の把握の手法等の研究・開発を積極的に進めるために、評価書等に当該政策の目標の達成状況を示す評価指標と政策効果の発現時期を示し、その評価指標のモニタリング結果と政策効果の発現時期を参考にすることなどにより、必要に応じて事前評価の評価結果を重点的に検証することとしている。

29件はいずれも事前評価の実施義務付け対象外のものであり、その審査の結果は、以下のとおりである（詳細は、別添政策評価審査表（事前評価関係）参照）。

### 【審査結果整理表】

No.	政策	手段	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効果の把握の方法の特定性	効率性に関する情報
				推論	その他		
1	賃金不払残業の解消に向けた取組の推進	事業主等に対する自主点検の実施 無料電話相談等、周知・啓発活動の実施 適正な労働時間管理を行うための制度とその運用の在り方等についての研究の実施（委託）			比較		
2	「再就職プランナー」による早期再就職支援の強化	「再就職プランナー」の設置					
3	失業者への生活関連情報のハローワークによるワンストップでの提供体制の整備	大都市圏のハローワークに生活関連情報相談窓口を設置し、専門相談員を配置 ハローワークインターネットサービスによる生活関連情報の提供及びハローワークにおける情報閲覧用パソコンの設置					
4	未充足求人対策の充実	未充足求人の提出事業主に対する労働市場情報の提供、助言等のフォローアップ					
5	民間を活用した長期失業者に対する職業支援事業の実施	長期失業者の就職支援から定着指導までを包括的に民間業者に委託					
6	しごと情報ネットの拡充	障害者の求職情報を容易かつリアルタイムに入手できる環境の整備 職業能力開発情報を提供するホームページとの接続機能の整備					
7	地域雇用機会増大促進支援事業	地域の雇用開発に資すると認められる事業を市町村等による協議会に委託					
8	建設業需給調整機能強化促進助成金（仮称）の創設	中小建設事業主団体に対する建設業需給調整機能強化促進助成金（仮称）の支給					

No.	政策	手段	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効果の把握の方法の特定性	効率性に関する情報
				推論	その他		
9	年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた基盤づくり事業	下記の事業を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構において実施 ・ 中高年者の募集・採用時の年齢制限緩和等に関する好事例、失敗事例の収集、分析等を通じた方法論の確立 ・ 上記の方法論を実践するための高齢者雇用アドバイザーによる相談、援助の実施及び普及のためのシンポジウム等の開催					
10	地域の関係者との連携による若年者地域連携事業の創設	地域との連携・協力による企業説明会や職場見学会等の実施等の事業を若年者のためのワンストップセンターや地域の経済団体等に委託 ワンストップセンターにハローワークを併設し若年失業者を対象とした就職支援業務の実施					
11	若年ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの強化	全国の公共職業安定所における若年者ジョブサポーターの設置			比較		
12	日系人青少年に対するキャリア形成相談の実施	在日日系人相談員の個別家庭訪問等によるキャリア形成相談事業等の実施 日系人青少年の就職好事例をまとめたパンフレットの作成及び配布	(平成16年度から18年度までの試行的事業)				
13	日本版デュアルシステムの実施について	日本版デュアルシステム(学校卒業後、未就職者、フリーター等となる者を含め、広く若年者を対象として一定期間、企業実習及びそれに関連した教育訓練を行うことにより、一人前の職業人として育て、職場定着を図る新たな仕組み)の導入を推進するための環境整備(指針の策定、産学との連携・協力、公的なコーディネートの実施、助成金の活用等)					
14	障害者の態様に応じた委託訓練事業の実施	民間教育訓練機関への職業訓練の委託の充実(多様な訓練委託先の開拓、個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した座学と実習を組み合わせた訓練の実施等)					
15	一般事業主行動計画策定等支援事業	一定の要件を満たす次世代育成支援推進センターに対し、一般事業主行動計画の策定・実施についての好事例収集、地域別・業種別のモデル行動計画の策定及び講習会の実施を委託 主要な次世代育成支援対策推進センターにおける次世代育成支援対策推進員の設置					

No.	政策	手段	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効果の把握の方法の特定性	効率性に関する情報
				推論	その他		
16	子育て支援基盤整備事業	<p>下記事業を実施する市町村に対する支援（補助金の交付）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種子育て支援情報の提供等を実施する子育て支援コーディネート事業の拡充</li> <li>コーディネーター、子育てサービス提供施設、市町村間の連絡調整の実施</li> <li>行動計画の円滑な推進を図るため、コーディネーター、主任児童委員などの意見交換会の実施</li> <li>子育て支援者研修及び先進的事業の導入に向けた研修の実施</li> <li>子育て支援事業に関する広報啓発</li> </ul>					
17	子育て家庭地域支援事業（仮称）	<p>下記の事業を実施する市町村に対する支援（補助金の交付）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て親子が相談、交流等を行う「つどいの広場」の拡充事業</li> <li>改正児童福祉法により法定化された一時預かり事業</li> </ul>					
18	子育て支援総合推進モデル市町村事業	<p>改正児童福祉法により今後実施が義務付けられる子育て支援事業を先進的かつ総合的に実施（必須事業4、選択事業3）する市町村をモデル市町村に指定</p> <p>モデル市町村が実施する子育て支援事業の展開の支援（補助金の交付）</p>	（モデル事業）				
19	児童手当制度	児童手当の支給対象年齢の見直し			比較		
20	入所児童の家族調整などを図る家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置	児童養護施設等に家庭支援専門相談員を配置する事業に対する支援（負担金の交付）					
21	地域小規模児童養護施設の拡充	地域小規模児童養護施設を設置する事業に対する支援（負担金の交付）					
22	ユニットケア型小規模養護の推進	ユニット化を行う施設が実施する職員の加配についての支援（負担金の交付）					
23	児童自立生活援助事業の拡充	児童養護施設等を退所した児童等が共同生活を営む自立援助ホームの増設事業及び同施設の職員増員による機能強化事業を実施する市町村等に対する支援（補助金の交付）					
24	里親養育援助事業の創設	児童指導員OB等による訪問支援や相談支援を実施する都道府県等に対する支援（補助金の交付）					

No.	政策	手段	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効果の把握の方法の特定性	効率性に関する情報
				推論	その他		
25	児童養護施設への被虐待児個別対応職員の配置の大幅な拡充	児童養護施設等における被虐待児個別対応職員の増員を実施する市町村等に対する支援(負担金の交付)					
26	育児支援家庭訪問事業	下記事業を実施する市町村に対する支援(補助金等の交付) ・ 出産後間もない家庭に対して子育てOB等の家庭訪問による育児、家事等の援助を実施する事業 ・ 複雑な背景を抱え育児が困難な家庭に対して保健師等の家庭訪問による専門的な技術指導や、精神面の支援等を実施する事業			比較		
27	不妊治療費助成事業	配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する都道府県等に対し、その1/2を負担(補助率は検討中)					
28	小児慢性特定疾患治療研究事業	補助対象(対象疾病、年齢等)の見直し			比較		
29	介護サービスの第三者評価推進等事業及び介護サービスの第三者評価モデル事業	第三者評価モデル事業等を実施する公益法人・都道府県に対する支援(補助金の交付)	(モデル事業)				
合計(29件)			= 4 = 25			= 11 = 18	= 29
総括記述	<p>(得ようとする効果の明確性について)</p> <p>29件の政策評価うち、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されているものは4件である。残りの25件は、得ようとする効果について、「何を」、「どうするか」については説明されているが、「どの程度」の効果が発現したことをもって得られたとするのか、必ずしもその状態が特定されていない。これに関して厚生労働省では、同省が実施する政策には、社会のセーフティネットとして、国民生活に問題が生じた場合に機能を発揮するシステムを整備することを内容とするものが多いことから、得ようとする効果の程度をあらかじめ定量的、具体的に示すことが困難な場合が少なくないとしている。</p> <p>得ようとする効果が実際にどの程度得られたのかを事後に検証・評価する場合、得ようとする効果がどの程度発現したことをもって所期の効果が得られたとするのかをあらかじめ事前評価の際に明らかにしておくことが重要となる。</p> <p>厚生労働省の基本計画では、必要に応じて事前評価の評価結果を事後に重点的に検証することとしていることから、それぞれの事業を実施することにより得ようとする効果ができる限り明確にする工夫をするとともに、事後の検証を実施する時期をできる限り明らかにしていくことにより、事前評価の結果を事後に検証する取組が有意義なものになると考えられる。</p> <p>(効果の達成見込みに関する検証方法について)</p> <p>厚生労働省は、効果の達成見込みの確からしさについて、政策効果が発現する経路を</p>						

明らかにしたり、当該政策の手段に適正性等を検討することを通じて、検証しようとしているが、具体的評価をみると、今後見込まれる効果について、推論による定性的な説明によるものが多くみられる。見込まれる効果については、できる限り客観的な情報・データや事実を用いて説明することが望まれるところであり、29 件中には、過去に実施された同種類以上の事業により得られた効果や実績を基に、効果の達成見込みについて説明しているもの（「比較」に該当するもの）も5件みられるところから、このような取組を継続していくことが望まれる。

（効果の把握の方法の特定性について）

厚生労働省は、29 政策のすべてについて政策効果を把握するために目標の達成状況を示す評価指標を設定しており、政策の実施により発現した効果の把握については、これらの評価指標の測定結果によることを基本としている。しかしながら、評価指標については、行政活動の実態を表すものが多く、必ずしも発現した効果の全体をとらえるものとなっていないことから、発現した効果を適切に把握する観点から評価指標の充実に努めるとともに、政策の効果を把握するためのその他の情報を積極的に活用していくことが望まれる。

（効率性に関する情報について）

厚生労働省は、評価書に「手段の適正性」欄、「費用と効果の関係に関する評価」欄を設けており、いずれの政策についても定性的な説明により、効率的である旨評価している。事前評価において、費用と効果について定量的に分析することには難しい面があるとしても、例えば、必要な効果がより少ない費用等で得られないか、同一の費用等でより大きな効果が得られないかなどの分析を行うことにより、できる限り具体的なデータを用いて得ようとする効果が費用に見合ったものとなっているかについて客観的に明らかにしていく取組が望まれる。

- （注）1 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「 」を、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「 」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「 - 」を記入している。
- 2 「効果の達成見込みに関する検証方法」欄には、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類（推論には「 ）を記入している（複数もあり得る。）
- 「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。
- <その他（例示）>
- 「比較」 過去の同種類以上の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。
- 「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。
- 「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。
- 3 「政策効果の把握の方法の特定性」欄には、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされている場合には「 ）を、効果の把握の方法が不明確の場合には「 ）を記入している。
- 4 「効率性に関する情報」欄には、当該政策（施策や事業）の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「 ）（当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「 ）を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額（実績額）等の記載にとどまっている場合には「 ）を、上記の情報が記載されていない場合には「 - 」を記入している。なお、 は予算額調整中のため、平成 16 年度概算要求額が記載されていないものを示す。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた横断的又は共通的な課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別添】

政策評価審査表（事前評価関係）

（説明）

本審査表は、公表された厚生労働省の「事業評価書（事前）」を基に総務省の責任において整理したものである。  
各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄 名		記 載 事 項
「整理番号」欄		評価書に記載された番号を基に記入した。
「政策（名称、目的等）」欄		評価の対象とされた政策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄		政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄		政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「有効性」欄	「効果の達成見込みの根拠」欄	政策の実施により「得ようとする効果」が実際に得られる見込みについて、それがどの程度確実なものなのか、その根拠（確からしさ）が評価の過程でどのように検証されたのか整理して記入した。
	「分類」欄	<p>「得ようとする効果の達成見込みの根拠」の内容について、推論及び比較・推計・実験のうち該当する部分を記入した（複数もあり得る。）。</p> <p>「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。</p> <p>その他の検証方法（例示）</p> <p>「比較」 過去の同種類別の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。</p> <p>「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出して根拠付けている。</p> <p>「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。</p>
「効果の把握の方法」欄		得られると見込まれる効果をどのように把握・推計したのか（事後の検証を予定している場合には、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのか）を記入した。
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄		<p>以下に該当するものについて記入した。</p> <p>「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの</p> <p>「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの</p>

政策評価審査表（事前評価関係）

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
1	賃金不払残業の解消に向けた取組の推進 (法定労働条件の確保)	事業主等に対する自主点検の実施 無料電話相談等、周知・啓発活動の実施 適正な労働時間管理を行うための制度とその運用の在り方等についての研究の実施(委託)  【平成16年度概算要求額】 155百万円	法定労働条件の確保による賃金不払残業の解消	賃金不払残業は、その性質上、実態の把握が困難であることから、その解消を図るためには、的確な監督指導の実施に加えて、事業場等の自主的取組の促進、周知啓発活動の実施が重要である。また、効率的・効果的に賃金不払残業の解消と法定労働条件の確保を図っていくためには、労使の意識の把握が必要である。 従前より的確な監督指導の実施を通じて賃金不払残業の解消を図ってきたところであるが、本事業を実施することにより一層の賃金不払残業の解消が期待できる。	推論 比較	自主点検表の配布枚数 相談窓口への相談件数	
2	「再就職プランナー」による早期再就職支援の強化 (扶養家族をもつ中高年の非自発的失業者の再就職の実現)	「再就職プランナー」の設置  【平成16年度概算要求額】 1,626百万円	扶養家族をもつ中高年の非自発的失業者の早期再就職の促進	再就職の準備が不十分なまま離職を余儀なくされた中高年離職者に対して「再就職プランナー」による相談援助等を実施することにより、自己の能力・適性と労働市場の現状等を認識させ、計画的・効果的な就職活動を行わせることが、長期失業を防止し、早期再就職を促進することにつながると考えられる。	推論	「再就職プランナー」の実施した相談件数	
3	失業者への生活関連情報のハローワークによるワンストップでの提供体制の整備 (失業中の生活不安を解消し、求職活動に専念できる環境を形成する。)	大都市圏のハローワークに生活関連情報相談窓口を設置し、専門相談員を配置 ハローワークインターネットサービスによる生活関連情報の提供及びハローワークにおける情報閲覧用パソコンの設置  【平成16年度概算要求額】 818百万円	求職者の生活上の問題を早期に解決し、求職活動に専念できるようにすること。	求職活動の中心となるハローワークにおいて、多様な生活関連情報をワンストップで提供し、相談等を実施することにより、求職者は生活上の問題を早期に解消することが可能となり、安心して求職活動に専念できるようになると考えられる。	推論	生活関連情報相談窓口における相談件数 ハローワークインターネットサービスの生活関連情報提供ページへのアクセス件数	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(平成15年6月27日閣議決定)第2部4(1)等

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
4	未充足求人对策の充実 (求人条件の緩和等による求人・求職のミスマッチの解消を図る。)	未充足求人の提出事業主に対する労働市場情報の提供、助言等のフォローアップ  【平成16年度概算要求額】 586百万円(うち新規拡充部分196百万円)	充足が困難であった求人への充足が図られること。	未充足求人の提出事業主に対してフォローアップを行うことにより、そのままでは充足が困難であった求人の条件緩和が促進され、求人の充足が図られることが見込まれる。	推論	未充足求人に対してフォローアップを行った件数	
5	民間を活用した長期失業者に対する職業支援事業の実施 (長期失業者の就職支援から就職後の定着指導までを民間に包括的に委託し、安定した就職の実現を図る。)	長期失業者の就職支援から定着指導までを包括的に民間業者に委託  【平成16年度概算要求額】 1,210百万円	公共職業安定所での求職活動により就職に至らなかった1年以上の長期失業者の安定した就職	厳しい雇用情勢の下、求職者のニーズは多様化・高度化しており、公共職業安定所の支援によって就職することができなかった長期失業者については、大量の求職者を抱える公共職業安定所が引き続き支援を実施するよりも、求職者の様子をみながら、民間のノウハウを活用して支援していくことが効果的である。	推論	本事業により就職した者の6か月後の職場定着数 本事業により就職した求職者数 本事業を実施した求職者数	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(平成15年6月27日閣議決定)第2部1(1)及び4(1)
6	しごと情報ネットの拡充 (現在運用されているしごと情報ネットの情報提供機能を強化し、障害者の就職促進、職業能力の向上を図る。)	障害者の求職情報を容易かつリアルタイムに入手できる環境の整備 職業能力開発情報を提供するホームページとの接続機能の整備  【平成16年度概算要求額】 780百万円(うち新規拡充部分100百万円)	障害をもつ者の早期再就職の実現 求職者による自発的な職業能力開発の促進	しごと情報ネットは、1日に94万件のアクセス数があり、障害者に係る求職情報の提供を可能にすることで、求人企業側が求職者情報を入手し、求職障害者に主体的に働きかけるようになり、障害者の早期就職等が実現しやすくなる。 知名度もあり、一定のアクセス実績もあるしごと情報ネットへ職業能力開発情報をリンクさせることによって、職業能力を向上させようと努力する求職者への情報提供機能が強化され、求職者による自発的な職業能力開発が促進される。	推論	しごと情報ネットへのアクセス件数 しごと情報ネットに掲載された障害者に係る求職者情報数 しごと情報ネットから能力開発情報を提供するホームページへアクセスした件数	【必要性】 e-Japan重点計画-2003(案) (平成15年7月)
7	地域雇用機会増大促進支援事業 (雇用機会増大促進地域であって、市町村や地元の経済団体が雇用の増大に向けた取組を実施している市町村において、当該取組の雇用機会の増大効果を高める事業を当該市町村等による協議会に委託し、地域の雇用改善を図る。)	地域の雇用開発に資すると認められる事業を市町村等による協議会に委託  【平成16年度概算要求額】 1,502百万円	雇用機会増大による地域の雇用構造の改善	雇用機会増大促進地域であって市町村や地元の経済団体が地域や産業の開発・振興の取組を実施している市町村において、当該取組の雇用機会増大効果を高める事業を、当該市町村、経済団体等による協議会に委託することにより、地域の個性や自主性を活かした雇用促進が可能となり、また、政策効果を高めることが期待できる。	推論	本事業利用企業における労働者雇込数 本事業利用求職者の就職件数 本事業利用企業数 本事業利用求職者数	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(平成15年6月27日閣議決定)

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
8	建設業需給調整機能強化促進助成金(仮称)の創設(傘下の中小建設事業主から離職を余儀なくされる建設労働者等に係る無料職業紹介事業を実施しようとする中小建設事業主団体に対し、無料職業紹介事業の実施に係る初期経費の一部を助成する。)	中小建設事業主団体に対する建設業需給調整機能強化促進助成金(仮称)の支給  【平成16年度概算要求額】113百万円	建設業から離職を余儀なくされる者等の円滑な労働移動の促進	建設業においては、労働力の過剰から労働移動がより大きなものとなり、個々の事業主による再就職支援のみでは対応しきれない状況となっており、地域の建設業界を熟知している建設事業主団体が再就職支援を事業として専門的・恒常的に実施することにより、業界内の労働移動を円滑かつ効果的に行うことができる。	推論	本助成金利用事業主団体の紹介による就職件数 建設業需給調整機能強化促進助成金支給決定件数	
9	年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた基盤づくり事業(募集・採用時における年齢制限の緩和や円滑な職場定着を阻害している要因の除去及び企業における実践)	下記の事業を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構において実施 ・中高年者の募集・採用時の年齢制限緩和等に関する好事例、失敗事例の収集、分析等を通じた方法論の確立 ・上記の方法論を実践するための高齢者雇用アドバイザーによる相談、援助の実施及び普及のためのシンポジウム等の開催  【平成16年度概算要求額】297百万円	中高年者の募集・採用時の年齢制限緩和等に関する方法論を確立し、年齢制限を是正することにより、中高年者の雇用の促進に寄与し、年齢にかかわらず働ける社会の実現のための環境整備がなされること。	年齢制限の緩和や職場定着の円滑化を図るためには、個別の事業主の自主的な取組が重要であるが、事業主の自主的な取組をソフト面から技術的に支援する本事業のような手法が適切であり、効果的である。	推論	高齢者雇用アドバイザーの相談、援助を受けた事業主の評価	【必要性】「今後の高齢者雇用対策に関する研究会」報告書(平成15年7月)
10	地域の関係者との連携による若年者地域連携事業の創設(若年者の円滑な職業生活への移行、早期離職の防止)	地域との連携・協力による企業説明会や職場見学会等の実施等の事業を若年者のためのワンストップセンターや地域の経済団体等に委託 ワンストップセンターにハローワークを併設し若年失業者を対象とした就職支援業務の実施  【平成16年度概算要求額】3,145百万円	若年者の円滑な職業生活への移行、早期離職の防止により、若年者が社会において持てる力を十分に発揮できる環境を整備すること。	地域における若年者対策を効果的に推進するためには、地域の団体と職業についての専門機関である公共職業安定所が連携して事業を展開していくことが必要であり、地域のニーズに対し、迅速かつきめ細かな対応が可能である地域の団体に本事業を委託することが適正かつ効率的である。	推論	高校生の保護者対象セミナー開催回数 高校進路担当者対象セミナー回数 職場見学・企業説明会実施回数 委託先団体数	【必要性】経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(平成15年6月27日閣議決定)

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
1 1	若年ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの強化 (中学・高校卒業者の就職促進及び早期離職の防止)	全国の公共職業安定所における若年者ジョブサポーターの設置  【平成16年度概算要求額】1,728百万円(うち新規拡充部分1,671百万円)	就職を希望する高校生等の職業意識が涵養されることによる就職率改善及び円滑な職業生活への移行、早期離職の防止が図られることによる職場定着率の向上	平成14年度補正予算で配置されたジョブサポーターによる未内定者に対するきめ細かな就職支援により、平成15年3月卒業の高校生及び大学生については前年同期を上回る就職率が達成された。 在学中の早い段階から職業意識の形成支援を行い、その後の個別の就職支援、就職後の職場定着支援まで一貫してきめ細かに行うためには、学校との緊密な連携の下、マンツーマンの支援を継続的に実施することが必要である。	推論比較	新規高卒者の就職率 ジョブサポーターに対する相談件数 ジョブサポーターによる求人開拓件数	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(平成15年6月27日閣議決定)
1 2	日系人青少年に対するキャリア形成相談の実施 (日系人青少年の職業意識の醸成を図るとともに日系人の雇用に対する事業主の理解を向上させ、その就職を促進する。)	在日日系人相談員の個別家庭訪問等によるキャリア形成相談事業等の実施 日系人青少年の就職好事例をまとめたパンフレットの作成及び配布  【平成16年度概算要求額】139百万円	日系人青少年の職業意識の醸成が図られることによる就職の促進及び日系人雇用に対する事業主の理解の向上による日系人向け求人件数の増加  (16年度から18年度の3か年で試行的に実施)	日系人コミュニティに閉じこもりがちな日系人青年に対し、在日日系人相談員による個別訪問を行い、キャリア形成の相談等を実施することは、日系人青年の職業意識の醸成、向上を図り、就職を促進する手段として適正と考える。また、大半の事業主は、日系人を雇用した経験がないと想定されるため、日系人青年の就職・就業等の好事例をまとめたパンフレットを作成し、周知することは、事業主の理解を深める手段として適正と考える。	推論	公共職業安定所で求職登録した日系人青少年数 日系人青少年に対する職業意識の向上及び就職促進に係る家庭訪問数 日系人青少年の就職等の好事例をまとめた事業所向けパンフレットの配布数 日系人青少年の就職・就業等の好事例をまとめた日系人青少年向けパンフレットの配布数	

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
13	日本版デュアルシステムの実施について (実践的な訓練の実施により若年者の能力を開発し、併せて雇用の安定・拡大を図る。)	日本版デュアルシステム(学校卒業後、未就職者、フリーター等となる者を含め、広く若年者を対象として一定期間、企業実習及びそれに関連した教育訓練を行うことにより、一人前の職業人として育て、職場定着を図る新たな仕組み)の導入を推進するための環境整備(指針の策定、産学との連携・協力、公的なコーディネートの実施、助成金の活用等)  【平成16年度概算要求額】 8,883百万円	企業内での実習訓練と教育訓練を効果的に組み合わせた実践的な訓練の実施による若年者の能力開発の推進	企業内での実習訓練(OJT)と教育訓練(OFF-JT)を効果的に組み合わせることにより、企業の即戦力志向や求める職業能力の高度化等に対応した実践的な訓練が可能となる。 また、訓練終了後は、修得した実践的な能力により、実習を行った企業等への安定的な就職を促進することが可能である。	推論	実施訓練機関数 実習等受入れ企業数 訓練受講者数 訓練受講者のパート雇用への移行率 訓練受講者のフルタイム雇用への移行率	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(平成15年6月27日閣議決定)
14	障害者の態様に応じた委託訓練の実施 (求職障害者に実践力を付与するための実習型の訓練を含む多様な訓練機会を確保・提供)	民間教育訓練機関への職業訓練の委託の充実(多様な委託先の開拓、個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した座学と実習を組み合わせた訓練の実施等)  【平成16年度概算要求額】 1,288百万円	障害者の能力開発と就職の促進	障害者に求められる職業能力が多様化している中で、地域での民間教育訓練資源の有効活用を図ることにより、地域における能力開発の機会を確保し、障害者が修得できる能力の幅を広げ、職業のミスマッチの解消、ひいては、雇用の安定・拡大、障害者に多様な能力開発の機会を提供し、障害者の能力蓄積や就業意欲の向上につながる。	推論	訓練受講者数 就職率	
15	一般事業主行動計画策定等支援事業 (一般事業主行動計画策定指針の周知及び地域、業種等の特性に応じた計画を策定するための支援)	一定の要件を満たす次世代育成支援推進センターに対し、一般事業主行動計画の策定・実施についての好事例収集、地域別・業種別のモデル行動計画の策定及び講習会の実施を委託 主要な次世代育成支援対策推進センターにおける次世代育成支援対策推進員の設置  【平成16年度概算要求額】 24百万円	子どもを産み育てやすい職場環境の形成に資する一般事業主行動計画の策定・実施	子どもを産み育てやすい職場づくりの実現に資する一般事業主行動計画の策定について、きめ細かな支援を行うことが、個々の事業主の実情に合った効果的な行動計画の策定につながる。	推論	一般事業主行動計画の策定・実施等次世代育成支援対策に関する地域別、業種別講習会の実施回数	【必要性】 次世代育成支援対策推進法第20条により、301人以上の労働者を雇用する事業主に計画策定が義務付けられている。

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
16	子育て支援基盤整備事業 (市町村における子育て支援事業について、基幹的な事業の早期推進や総合的な取組を図るための基盤整備の支援の実施)	下記事業を実施する市町村に対する支援(補助金の交付) ・各種子育て支援情報の提供等を実施する子育て支援コーディネーター事業の拡充 ・コーディネーター、子育てサービス提供施設、市町村間の連絡調整の実施 ・行動計画の円滑な推進を図るため、コーディネーター、主任児童委員などの意見交換会の実施 ・子育て支援者研修及び先進的事業の導入に向けた研修の実施 ・子育て支援事業に関する広報啓発  【平成16年度概算要求額】調整中	個々の子育て家庭が、その状況に応じた適切な子育て支援サービスを選択、利用しようとする場合の利便性、確実性の向上	多様な子育て支援サービス情報の一元化により、多岐にわたる情報伝達手段の効率化が図られ、利用者にとって適切なサービス情報が得られることになり、行政サービスの有効活用も図られる。あわせて、行動計画の円滑な推進等を図るため、中学校区ごとにコーディネーター、主任児童委員、サービス利用者等間で定期的な意見交換の場を設けることで、地域の実情に応じた効率的な子育て支援事業に総合的に取り組むことができる。	推論	子育て支援総合コーディネーター事業の実施箇所数	
17	子育て家庭地域支援事業(仮称) (専業主婦家庭の急病、育児疲れの解消等に対応した一時預かり事業の支援の実施)	下記の事業を実施する市町村に対する支援(補助金の交付) ・子育て親子が相談、交流等を行う「つどいの広場」の拡充事業 ・改正児童福祉法により法定化された一時預かり事業  【平成16年度概算要求額】調整中	子育て中の親子が抱える孤立感、閉塞感による子育てへの不安等の解消 一時預かり事業による子育ての利便性の向上	子育て中の親子が、普段からよく利用する又は通う場所(例えば商店街や公民館、公的施設等機関等の一室)を使用して本事業を実施することにより、人間関係の希薄化、核家族化のために社会から孤立し、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が身近にいない親子でも、気軽に集いに参加でき、地域社会とのコミュニケーションが図られ、既存の様々なサービスや情報を得ることができ、ひいてはサービスの有効活用が行われることとなる。	推論	標準(預かりひろば)型の設置数 ひろば単独型の設置数 児童虐待件数	【必要性】 「次世代育成支援対策推進法」「改正児童福祉法」による本事業の法定化
18	子育て支援総合推進モデル市町村事業 (先進的かつ総合的な子育て支援事業を推進する市町村をモデル市町村として指定し、当該市町村が取り組んだ具体的な事業内容等について全国の自治体に発信する事業の支援)	改正児童福祉法により今後実施が義務付けられる子育て支援事業を先進的かつ総合的に実施(必須事業4、選択事業3)する市町村をモデル市町村に指定 モデル市町村が実施する子育て支援事業の展開の支援(補助金の交付)  【平成16年度概算要求額】調整中	モデル市町村以外の市町村における効率的・効果的な子育て支援事業への取組の促進に資するものとして、モデル事業として実施	先進的かつ総合的な取組を行うモデル市町村において具体的な事業展開を図り、その取組事例を示すことで、17年度から本格実施される様々な子育て支援事業に総合的に取り組もうとする市町村においては、円滑な実施が可能となる。	推論	モデル市町村の設置箇所数 改正児童福祉法施行後に総合的な取組を推進している市町村数	【必要性】 「改正児童福祉法」による事業実施の義務付け(17年度から)

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
19	児童手当制度 (現制度では就学前児童を養育する親等に支給されているが、支給対象児童の年齢を引き上げる方向で見直す。)	児童手当の支給対象年齢の見直し  【平成16年度概算要求額】197,467百万円(拡充分含まず)	児童養育家庭の生活の安定に基づく児童の健全育成及び資質の向上	少子・高齢化が進行し、厳しい経済状況の下、子育て家庭の家計は厳しさを増しているが、児童手当という形で現金給付を行うことにより、その多様なニーズに対応がなされているところである。 平成12年度の制度改正(支給対象年齢の引き上げ)、13年度の所得制限限度額の大幅な引き上げにより、児童養育家庭の安定が図られつつあるところである。	推論 比較	児童手当の支給対象児童数	【必要性】平成14年12月の与党3党合意
20	入所児童の家族調整などを図る家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の配置 (児童養護施設等に家庭支援専門相談員を配置することにより、入所児童の早期家庭復帰を図る。)	児童養護施設等に家庭支援専門相談員を配置する事業に対する支援(負担金の交付)  【平成16年度概算要求額】調整中	適切な家族間調整による入所児童の早期家庭復帰	早期の家庭復帰をするには、家族の調整が図られることが必要であるが、直接ケア担当職員などは日々の生活をみることに時間をとられ、家族間の調整に当てる時間が十分にとれないため、家庭支援専門相談員の配置は有効	推論	ファミリーソーシャルワーカーを配置した施設数	
21	地域小規模児童養護施設の拡充 (小規模で家庭的な養育を行う児童養護施設の設置により、虐待を受けて入所した児童に対する個別ケアを確保する。)	地域小規模児童養護施設を設置する事業に対する支援(負担金の交付)  【平成16年度概算要求額】調整中	虐待を受けて入所した児童の安心感、安全感を確保し、児童の健全な育成を図ること。	虐待を受けて入所した児童について、家庭的な環境の中での養育を受け、児童の安心感、安全感が確保されることにより、他者に対する信頼関係が構築され児童の健全な育成を図ることができる。	推論	地域小規模児童養護施設数	
22	ユニットケア型小規模養護の推進 (児童養護施設内において、少人数で生活する場を設定(1ユニット6人)し、虐待を受けて入所した児童に対するきめ細かなケアを確保する。)	ユニット化を行う施設が実施する職員の加配についての支援(負担金の交付)  【平成16年度概算要求額】調整中	虐待を受けて入所した児童の安心感、安全感を確保し、児童の健全な育成を図ること。	虐待を受けて入所した児童について、家庭的な環境の中での養育を受け、児童の安心感、安全感が確保されることにより、他者に対する信頼関係が構築され児童の健全な育成を図ることができる。	推論	ユニット化した施設数	

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
23	児童自立生活援助事業の拡充 (児童養護施設等を退所した後、家庭復帰等が難しい児童等の安定した自立生活の確保)	児童養護施設等を退所した児童等が共同生活を営む自立援助ホームの増設事業及び同施設の職員増員による機能強化事業を実施する市町村等に対する支援(補助金の交付)  【平成16年度概算要求額】調整中	児童養護施設等を退所した児童等の早期自立	児童養護施設等を退所した後も、家庭復帰できない児童等については、自立援助ホームに入所し、生活指導や就労支援を受けることにより、自立につながる。	推論	児童自立生活援助事業の実施か所数	
24	里親養育援助事業の創設 (里親を支援し、里親数を増加させること。)	児童指導員OB等による訪問支援や相談支援を実施する都道府県等に対する支援(補助金の交付)  【平成16年度概算要求額】調整中	里親数の増加に伴う家庭的な環境の中での養育促進	里親に対する訪問支援や相談支援を通じて、里親の不安、負担感を直接軽減させることが期待でき、里親制度の普及と制度利用の促進が期待できる。	推論	里親養育援助事業の実施か所数	
25	児童養護施設への被虐待児個別対応職員の配置の大幅な拡充 (虐待を受けたことにより施設に入所した児童に対するケアの向上)	児童養護施設等における被虐待児童個別対応職員の増員を実施する市町村等に対する支援(負担金の交付)  【平成16年度概算要求額】調整中	被虐待児童個別対応職員との個別的な関わりを通じて情緒の安定等を図り、集団生活に適應させ、児童の健全な育成を図ること。	個別対応職員を配置し、虐待を受けた児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、里親への照会などを行うことにより、児童が他者との良好な関係を築くことができるようにすることが期待される。	推論	被虐待児個別対応職員の配置か所数	
26	育児支援家庭訪問事業 (育児困難な家庭の諸問題を解決、軽減し、虐待を未然に防止する。)	下記事業を実施する市町村等に対する支援(補助金等の交付) ・出産後間もない家庭に対して子育てOB等の家庭訪問による育児、家事等の援助を実施する事業 ・複雑な背景を抱え育児が困難な家庭に対して保健師等の家庭訪問による専門的な技術指導や、精神面の支援等を実施する事業  【平成16年度概算要求額】調整中	育児困難な家庭の諸問題を解決、軽減し、虐待を未然に防止するとともに、虐待に至ってしまったに、虐待に際しては、またケースでも親子分離せず家庭での養育を継続すること。	出産後間もない時期の養育者は精神的にも肉体的にも育児負担が過重であり、この時期に手厚い支援を行うことが虐待予防に有効である。また、虐待をした保護者の多くは治療意欲が乏しく、育児ストレス等を抱えており対人接触を図ろうとしない者もいるため、通所型の支援では限界があり、訪問型の支援が必要である。 本事業の類似事業(統廃合予定)である産褥期ヘルパー事業、家庭訪問支援事業は育児困難な家庭の諸問題の解決、軽減に効果をあげている。	推論 比較	育児支援家庭訪問事業実施市町村数や児童相談所に寄せられる虐待相談の経路、市町村ネットワークの設置数や参画機関の状況などを総合的に判断	【必要性】 「児童虐待防止法」第4条

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
27	不妊治療費助成事業 (不妊治療の経済的負担の軽減を図る。)	配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する都道府県等に対し、その1/2を負担(補助率は検討中)  【平成16年度概算要求額】調整中	体外受精及び顕微授精を受けている者(平成11年度で47,720人)の経済的負担の軽減 次世代育成支援としての効果	不妊治療費の助成を行うことにより、体外受精及び顕微授精を受けている者の経済的負担の軽減を図ることができる。	推論	不妊治療助成の申請者数 体外受精及び顕微授精の患者数	
28	小児慢性特定疾患治療研究事業 (対象疾患、対象年齢等の見直しにより小児慢性疾患児の福祉について一層の向上を図る。)	補助対象(対象疾病、年齢等)の見直し  【平成16年度概算要求額】調整中	新たな小児慢性特定疾患対策を確立することにより、小児慢性特定疾患児の福祉の一層の向上を図ること。	これまでも小児慢性特定疾患治療研究事業の実施により、小児慢性特定疾患の研究が推進され、併せて患者家庭の医療費の負担軽減が図られており、小児慢性特定疾患児の健全育成に大きな役割を果たしてきたが、今後は、本事業の見直しを行うことにより、小児慢性特定疾患児の福祉について一層の向上が図られるものと考えている。	推論 比較	本事業の予算額 本事業の給付人員	
29	介護サービスの第三者評価推進等事業及び介護サービスの第三者評価モデル事業 (公益法人が実施する評価指導員等の養成・研修、都道府県におけるモデル事業を踏まえた検証等や都道府県が実施する介護サービスの第三者評価のモデル実施等)	第三者評価モデル事業等を実施する公益法人・都道府県に対する支援(補助金の交付)  【平成16年度概算要求額】368百万円	平成17年度以降の本格的実施後に利用者の適正な選択に資する情報が提供される環境を整備し、よりよい介護サービスが提供されることの促進に資するものとして、モデル事業として実施	平成15年度に老人保健健康増進等事業において、介護サービスの質の評価に関する調査研究事業を実施し、16年度に評価基準の策定、評価員の養成等がなされ、17年度の本格実施に円滑に移行できるものと考えられる。 第三者評価の仕組みを導入することにより、評価結果が公表され、利用者が適切なサービス事業者を選択しうる環境が整備されるとともに事業者の自己努力による質の向上が図られる。	推論	平成17年度以降の本格実施後に実際に評価を受けた事業所数 モデル評価を受けた事業所数	【必要性】 規制改革推進3カ年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)2-6-1-(5)

(注)厚生労働省の「事業評価書(事前)」を基に当省が作成した。